

令和5年7月14日
東北管区行政評価局一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査
＜結果に基づく通知＞

＜背景＞

今後も高齢化の進行が予測されるなど、見守り活動の重要性が増しており、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面での見守り活動が制限される状況が発生しています。こうした状況を踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な見守り活動の展開に役立てるため、見守り活動の現場である地方公共団体の取組や課題等を調査しました。

＜調査結果＞

見守り活動の担い手不足の中、地方公共団体においては、地域住民や関係機関との連携・協力、デジタルツールの活用等により見守り活動を実施しており、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、訪問を電話・はがきに切り替えて見守り活動を継続するなど、**創意工夫して取り組んでいる状況**がみられました。

これら工夫している取組は、ほかの地方公共団体にも参考となることから、**事例集***として整理するとともに、今後、多様な主体による複層的な見守り活動の重要性が増していくことなど、持続可能な取組としていくために重要となる視点を整理しました。

また、厚生労働省に対し、地方公共団体に本調査結果を周知するなど、**地域における持続的な見守り活動に資する取組を引き続き行うよう、要請**しました。

※ 事例集では、東北管内の以下の事例も紹介しています。

＜東北管内の事例＞

- 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実態
 - ・ 配食サービスに併せて行う見守り活動(福島県いわき市)(事例 8)
 - ・ 高齢者が電話で健康状態を発信し、協力者が安否確認を行う見守り活動(岩手県)(事例 12)
- 感染症の感染拡大後における取組内容の変化
 - ・ マグネットを利用した見守り活動(東北地方)(事例 18)
 - ・ 配食サービスに併せて行う見守り活動(福島県磐梯町)(事例 19)
 - ・ 人感センサー等を活用した見守り活動(福島県伊達市)(事例 22)

・ 概要

・ 東北管内の事例

※ 他管区の事例を含めた結果報告書については、総務省行政評価局ホームページに掲載しています。

URL: https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_000164233.html

(連絡先)

総務省東北管区行政評価局 評価監視部

担当: 第3評価監視官室 出井

電話: 022-262-8591(直通)

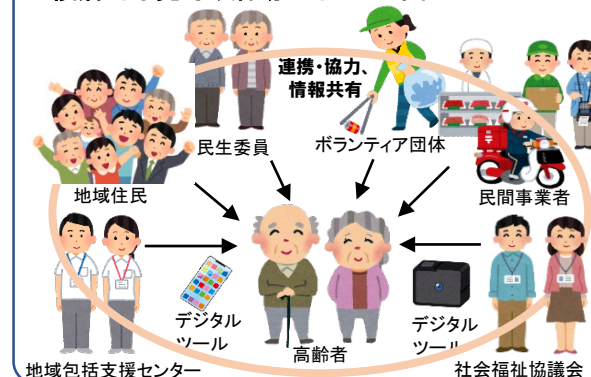
E-mail: thk.12@soumu.go.jp

調査の背景

- ◇ 今後も高齢化の進行が予測され、また、一人暮らしの高齢者が孤立する傾向も見受けられるため、見守り活動の重要性が増している現状
 - ◇ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面での見守り活動が制限され、その方法を変更せざるを得ない状況が発生
- ⇒ 地域の実情に応じた持続可能な見守り活動の展開に役立てるため、見守り活動の現場である地方公共団体の取組や課題等を調査

通知日: 令和 5年7月14日 通知先: 厚生労働省

複層的な見守り活動のイメージ図



調査結果のポイント

- 地方公共団体が創意工夫して見守り活動を実施
 - ・ 見守り活動の担い手不足の中、地域住民や関係機関との連携・協力及び情報の共有、デジタルツールの活用等を実施
 - ・ 感染症拡大の影響は大きく、状況を踏まえ訪問を電話・はがきに切り替えるなど、見守り活動の方法について見直しを実施
 - ⇒ これらの工夫している取組を事例集として整理
- 持続可能な見守り活動としていくためには、以下の視点が重要
 - ・ 多様な主体による複層的な見守り活動の重要性が増していくこと。
 - ・ 見守り活動の主体や見守られる側の状況に応じた、ポストコロナを踏まえた見守り活動の在り方を検討する必要があること。

望まれる取組

厚生労働省は、地方公共団体に本調査結果を周知するなど、地域における持続的な見守り活動に資する取組を引き続き行うこと。

主な事例①

(1) 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実態

ア 訪問による見守り活動

民生委員、地域住民等が役割分担・連携しながら行う見守り活動
 (福岡県福智町)(事例集-事例1)

訪問による見守り活動を行う民生委員の担い手確保に苦慮する中、社会福祉協議会が、地域住民の訪問等による日常的な見守りの体制を整備しているほか、町と地域の52の民間事業所(郵便局、ガス事業所、宅配事業所等)と協定を締結し、民間事業所が異変に気付いた際に社会福祉協議会に連絡する緩やかな見守り活動を推進するなど、複数の目による見守り活動を実施

ウ サロンを通じた見守り活動

サロンを通じた見守り活動(学生の参加)
 (北海道厚沢部町)(事例集-事例14)



サロンに大学生が参加する様子

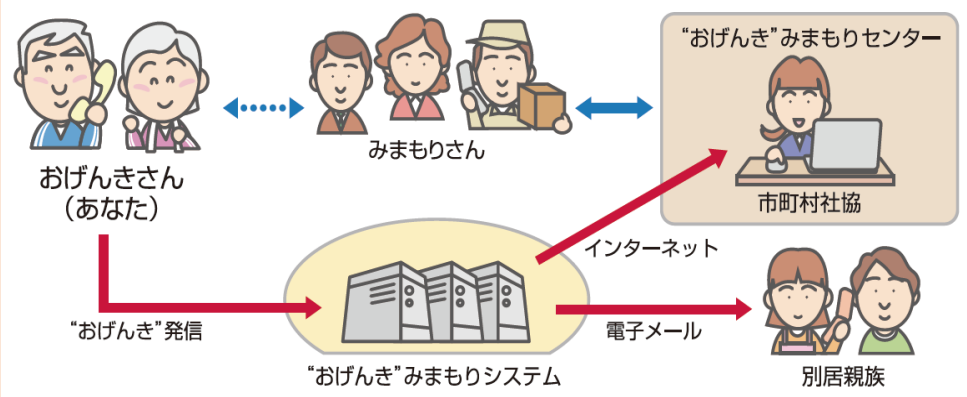
赤沼町内会の「ふれあいサロンあかぬま」では、陶芸体験、パークゴルフ、そば打ち体験等の活動を実施しているほか、大学生や医療福祉専門学校の学生の参加による体力診断やレクリエーションを実施。
 各町内会のサロン活動の運営は、地域住民や社会福祉協議会のほか、地元の中学生も参加する協議体で検討

イ デジタルツールの活用による見守り活動

高齢者が電話で健康状態を発信、協力者が安否確認を行う見守り活動
東北管内の事例 (岩手県)(事例集-事例12)

県社会福祉協議会では、高齢者(おげんきさん)が1日1回健康状態を自宅の電話のダイヤルボタンで発信し、みまもりセンター(市町村社会福祉協議会等)が確認する取組を実施。民生委員等の見守り協力者(みまもりさん)にも発信状況をメールで知らせることができ、発信状況、内容を基に訪問が必要な場合は、見守り協力者に対して訪問を依頼

図 「いわて“おげんき”みまもりシステム」の仕組み



(注) 岩手県社会福祉協議会作成パンフレット「いわて“おげんき”みまもりシステムのごあんない(おげんきさん用)」による。

主な事例②

(2) 感染症拡大後における取組内容の変化

ア 訪問を控えた電話・はがき等による見守り活動の継続

マグネットを利用した見守り活動

東北管内の事例 (東北地方の市町村)(事例集-事例18)

東北地方の復興公営住宅の一つでは、マグネットを利用した見守り活動を開始。入居者は毎週月曜日の正午までに、共用通路に面した扉に、自らが健在である旨を示すマグネットを貼り、翌日火曜日の正午以降に貼ったマグネットを外している。自治会班長等は、マグネットを貼っていない入居者に対してのみ安否確認を実施し、負担を軽減しながら、見守り活動を継続

ウ 離れていても見守り活動ができる環境整備




人感センサー等を活用した見守り活動

東北管内の事例 (福島県伊達市)(事例集-事例22)

通信装置が内蔵された機器を使い、遠方に暮らす親族がいつでも見守ることができるよう導入費用(初期費用と事業実施期間中の月額利用料)を市が負担する事業を期間限定で実施。

本事業を利用した31件のうち、10件の利用者が事業終了後も月額利用料を自己負担して利用を継続

利用者は、以下から1製品を選択

		
電気ポット ※設定した時間に、 使用状況を親族 にメールで通知	LEDライト ※24時間消灯してい る場合等に、アプリを 通じて親族に通知	人感センサー ※日中動きがないな ど、異常検知時に、 親族にメールで通知

イ 民間事業者等との連携による見守り活動の継続

協定締結事業者による緩やかな見守り

(千葉県船橋市)(事例集-事例21)

市と協定を締結した民間事業者が、日常の業務の中で気付いた異変を市へ連絡する取組を行ってきたが、感染症拡大後、連絡件数が増加したことから、更なる連携強化を呼び掛ける文書を協定締結事業者に発出。「配食された弁当が受け取られておらず連絡もつかない」、「3日程度新聞が受け取られていない」などの小さな異変であっても、迷わず市まで連絡するように依頼

エ 補助金等による見守り活動の支援

調査結果を踏まえた県による補助金の交付

(広島県)(事例集-事例24)

県が、市町における見守り活動や感染症拡大に伴い新たに開始した取組等を把握し、県としての対応策を検討するための調査を実施。調査結果を踏まえ、民生委員の訪問活動を補完する電話やパンフレット作成等に係る経費等、感染症拡大の影響による負担を軽減するための補助金を交付

東北管内では、以下のような配食サービスに併せて行う見守り活動も実施されています。

配食に併せて高齢者の安否確認等を行う見守り活動（福島県いわき市）(事例集-事例8)

市の委託を受けた民間事業者の配達員が高齢者等の居宅を訪問して弁当を配達する配食サービスに併せて、高齢者等の安否を確認する取組を実施。民間事業者は、毎月、市の地区保健福祉センターに、配食サービスの利用状況を報告する際、配達中に気付いた利用者の体調変化の有無等についても報告。利用者に異変があつて緊急を要する場合には、地区保健福祉センター、ケアマネジャー、親族等に直ちに連絡

感染症拡大後、訪問による見守り活動や食事会の代替措置として行っている見守り活動（福島県磐梯町）(事例集-事例19)

民生委員・社会福祉協議会職員の訪問による見守り活動や親睦交流サービスとしての食事会等の開催を行ってきたが、感染症拡大後、これらの取組を実施することが困難となったことから、代替措置として、町内の一人暮らしの高齢者を対象とした弁当の宅配サービスを開始。弁当は町内の飲食店から手配し、民生委員が直接、高齢者宅に配達していることから、配達の間機を通じて安否確認や相談に対応



一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査 東北管内の事例

1 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動の実態

(1) 訪問による見守り活動

事例 配食サービスに併せて行う見守り活動（福島県いわき市）【事例集 P28～29-事例 8】

取組名	いわき市配食サービス事業		
地方公共団体名	福島県いわき市	見守り活動の主体	民間事業者
国庫補助金の活用状況	地域支援事業交付金（任意事業：その他の事業－地域自立生活支援事業－地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業） （国：38.5/100、県：19.25/100）		
財政力指数	0.80	面積	1,232.3 km ²
人口	332,931 人	高齢化率	30.73%
世帯数	141,411 世帯	世帯数に占める 65 歳以上単独世帯の割合	12.86%
地域包括支援センター1か所当たりの65歳以上の人口	11,368.8 人	民生委員1人当たりの65歳以上の人口	157.4 人

取組内容

いわき市は、65歳以上の高齢者及び重度身体障害者の居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を定期的に届けることにより、自立の促進、生活の質の向上、介護予防、孤独感の解消及び安否確認を図ることを目的とした「いわき市配食サービス事業」を平成12年度から実施している（表参照）。

表 「いわき市配食サービス事業」の概要

対象者	高齢者（65歳以上）のみの世帯に属する者で調理が困難な者 等	配布の実施主体	民間事業者
利用者数	1,104 人（令和3年3月時点）	配布物及び配布頻度	弁当：1日1食を限度
利用者負担額	350 円		

配食は民間事業者に委託し、1日1食を限度に、1食当たり350円の利用者負担で提供しており、利用者数は平成30年度1,036人、令和元年度1,045人、令和2年度1,104人と増加している。

弁当の配達には、民間事業者の配達員が居宅を訪問して手渡しし、併せて安否確認を行うこととしている。また、毎月、民間事業者が市の地区保健福祉センターに、配食の実績として利用状況（利用者ごとに配食実施日等を記載）を報告しており、その際には、配達中に気付いた利用者の

体調変化の有無や入院・施設入所の状況等についても報告している。

利用者に異変があつて緊急を要する場合には、地区保健福祉センター、ケアマネジャー、親族等に直ちに連絡することになっている。市は、過去に配達員が弁当を配達した際、倒れている高齢者を発見し、親族へ連絡の上、救出した例があるとしている。

感染症の感染拡大の影響下では、感染予防のため、配達員が玄関先から声を掛け返事を確認し、弁当を玄関前等に置くなど、なるべく接触の機会を減らすよう工夫している。また、感染症の感染拡大の影響で、運動する機会が減っている利用者向けにフレイル予防方法等をまとめた手紙を、民間事業者を介して弁当と一緒に届ける取組も行っている。

(2) デジタルツールの活用による見守り活動

事例 高齢者が電話で健康状態を発信し、協力者が安否確認を行う見守り活動（岩手県）

【事例集 P37～39-事例 12】

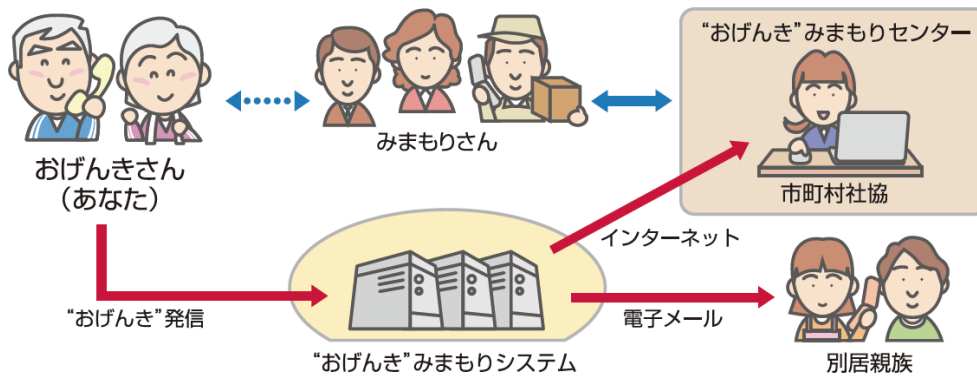
取組名	いわて“おげんき”みまもりシステム		
地方公共団体名	岩手県	見守り活動の主体	社会福祉協議会、民生委員、地域住民
国庫補助金の活用状況	社会福祉推進費補助金 地域情報通信技術利活用推進交付金		
財政力指数	0.37248	面積	15,275.0 km ²
人口	1,210,534 人	高齢化率	33.40%
世帯数	492,436 世帯	世帯数に占める 65 歳以上単独世帯の割合	12.68%
取組内容			
<p>(概要)</p> <p>岩手県では、平成 15 年に岩手県立大学（プロジェクトリーダーは同大学名誉教授の小川晃子氏）と県内で最も高齢化率が高い川井村（現宮古市）の社会福祉協議会が、高齢者等が L モード電話機（注）を活用して自ら能動的に「元気」を発信するシステムを共同開発し、平成 20 年には、県が同システムを利用して、厚生労働省の社会福祉推進費補助金 1,660 万円を活用した「ICT を活用した独居高齢者の安否確認事業」を県内 5 地域で試験的に開始した。</p> <p>その後、「いわて“おげんき”みまもりシステム（以下本事例では「みまもりシステム」という。）」と名称を決定し、県が総務省の「地域情報通信技術利活用推進交付金」約 2,000 万円を活用し、サーバー等の設備を整備した後、平成 22 年から県社会福祉協議会の事業（管理に係る費用は、共同募金の配分金を使用）として実施している。</p> <p>みまもりシステムは、利用する一人暮らしの高齢者や高齢夫婦等が能動的に 1 日 1 回自宅の電話機（固定電話・携帯電話共に機種を問わない。）で安否を発信する仕組みであり、電話代のみの負担で利用することができる。県内 17 市町村の社会福祉協議会で 25 か所、県社会福祉協議会で 1 か所、県外の市町村社会福祉協議会で 1 か所、計 27 か所で“おげんき”みまもりセンター（以下本事例では「みまもりセンター」という。）を設置しており、みまもりシステムを利用する高齢者を「おげんきさん」、見守り協力者（社会福祉協議会や医療・福祉機関の職員、民生委員、町内会、民間事業者の従業員等）を「みまもりさん」と呼ぶ（図参照）。原則として、おげんきさん 1 人に対しみまもりさん 3 人を登録してもらっており、そのうち 1 人は民生委員に登録を依頼している。みまもりシステムの仕組みは、以下のとおりである。</p> <p>① おげんきさんが 1 日 1 回（原則として午前中に）自宅の電話機から指定番号に電話し、自動音声に従って、自分の健康状態（1.げんき、2.すこしげんき、3.ぐあいがわるい、4.はなしたい）を発信する（“おげんき”発信）。</p> <p>② 発信情報はみまもりセンター職員が 24 時間に 1 回（原則として午前中に）インターネット</p>			

トを通して確認する。

- ③ 「ぐあいがわるい」の場合は、おげんきさんに電話をして状況を確認するとともに、必要に応じてみまもりさんに連絡して対応を依頼する。
- ④ 発信がない場合、みまもりセンターからおげんきさんに電話連絡し、電話に出ない場合はみまもりさんに連絡をし、訪問等による安否確認を依頼する。これにより、24 時間に 1 回は確実に安否が確認される仕組みである。
- ⑤ おげんきさんが「はなしたい」を発信した場合は、みまもりセンターに電話が転送され、職員と直接話ができる。旅行や入院等で健康状態が発信できない場合は、事前に予定を連絡することになっている。この「はなしたい」を通して、生活相談が入ることもある。

(注) 「Lモード」とは、専用の固定電話機からメールの送受信や情報の検索が可能なサービスで、平成 21 年度末にサービスの提供が終了しており、その後、県独自のみまもりシステムに変更している。

図 「いわて“おげんき”みまもりシステム」の仕組み



(注) 岩手県社会福祉協議会作成パンフレット「いわて“おげんき”みまもりシステム」のごあんない（おげんきさん用）」による。

(利用者への周知)

令和 4 年 1 月時点の利用者は、267 人となっており、県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会がみまもりシステムを周知しやすいように、啓発用パンフレットを作成している。市町村社会福祉協議会では、①広報誌による周知、②民生委員児童委員協議会の定例会における民生委員への説明、③一人暮らしの世帯へ訪問しての周知のほか、特に重要度の高い人には積極的な働き掛けの実施、④地域包括支援センターやケアマネジャー等による適時の働き掛け、⑤別居親族へのパンフレット送付等の取組を行っている。

一方、県社会福祉協議会は、広報不足、情報不足で対象となる高齢者に情報が届いていないことが課題としており、繰り返し見守りが必要な高齢者に情報を届ける必要があるとしている。

(取組の結果)

みまもりシステムの特徴及び実績として、

- ① 高齢者自身で発信する「能動的な発信」を採用したシステムのため、過度に見守ってほし

くはないという高齢者の抵抗感を下げられるほか、高齢者の自立支援にもつながる。

- ② みまもりセンターが発信状況を確認し、1日1回の確実な安否確認を行うことで孤立死を防いでいる。そのほか、未発信者の追跡により、脳卒中による発作を起こした人、ベッドと壁の間に落ちて身動きができない人、アルコール依存症の人などの危機的状況を発見し、救急搬送することができ、実際に救急搬送につなげている。
- ③ 固定電話・携帯電話共に機種を問わず、高齢者が現在使っている電話機から発信が可能であり、利用するための特別な準備が不要である。

などが挙げられる。

また、おげんきさんの発信状況は、希望により、別居親族や担当民生委員にもメールで知らせることができるため、本システムを導入している地区の民生委員からは、「発信があると、安心感につながる」、「みまもりシステムを使ってくると安否確認の負担が減る」といった意見が聴かれている。このことについて、県社会福祉協議会は、「民生委員は、様々な活動をしており、働いている人もいる。そうした中、みまもりシステムにより、民生委員の安否確認の負担感を減らしつつ、みまもりシステムでは分からない、本人の顔色や自宅の状況の確認を対面による訪問で適時に行ってもらいたい。」としている。

開発者の小川晃子氏は、「情報通信を活用した見守りと、社会技術を融合した見守りシステムをつくることが大切であり、みまもりシステムに追加した「5.頼みたい」ボタンによる買物支援等も一部の地域で実現している」としている。

2 感染症の感染拡大後における取組内容の変化

(1) 訪問を控えた電話・はがき等による見守り活動の継続

事例 マグネットを利用した見守り活動（東北地方）【事例集 P50-事例 18】

取組名	マグネットを利用した見守り活動		
地方公共団体名	東北地方の市町村	見守り活動の主体	地域住民
国庫補助金の活用状況	—		
取組内容	<p>東北地方の復興公営住宅の一つ（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響を受けた避難者向けの復興公営住宅 1 団地 29 戸）では、感染症の感染拡大前から、自治会が中心となって、入居者を対象とした対面による見守り活動を実施していた。しかし、感染症の感染拡大後、対面による見守り活動に抵抗感を示す入居者がいたほか、復興公営住宅内の集会所等で実施していた会合や交流会が中止となり、入居者相互における声掛けや見守り活動の機会が減少していた。そのため、自治会の定例役員会において、感染症の感染拡大の影響下における見守り活動について話し合った結果、令和 3 年度からマグネットを利用した見守り活動を開始することとした。</p> <p>具体的には、入居者は毎週月曜日の正午までに、共用通路に面した扉に、自らが健在である旨を示すマグネットを貼り、翌日の火曜日の正午以降に貼ったマグネットを外している。月曜日の正午までであれば、マグネットをいつ貼ってもよいため、マグネットの有無により外から不在状況が分かるということはないとしている。</p> <p>見守り活動を行う自治会班長等は、マグネットを貼っていなかった入居者に対して、インターホンを押して声掛け等を行うこととし、インターホンに反応がない場合は入居者本人に電話をかけ、さらに応答がない場合は、入居者の緊急連絡先に連絡を取ることもあるとしている。</p>		
取組の結果	<p>マグネットを利用した見守り活動では、入居者がマグネットを通じて自らの健在を意思表示し、見守り実施者（自治会班長等）はマグネットを貼っていない者のみを安否確認の対象とするため、見守り実施者の肉体的・時間的負担も軽減しながら、見守り活動を継続して実施することができている。また、マグネットを扉に貼ることにより、他の入居者がマグネットを貼っている入居者を日常的に気に掛けるようになり、入居者同士の互助的な見守り活動につながっている。</p>		

(2) 民間事業者等との連携による見守り活動の継続

事例 配食サービスに併せて行う見守り活動（福島県磐梯町）【事例集 P51-事例 19】

取組名	一人暮らし高齢者世帯支援事業		
地方公共団体名	福島県磐梯町	見守り活動の主体	社会福祉協議会、民生委員
国庫補助金の活用状況	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（100/100）		
財政力指数	0.29	面積	59.8 km ²
人口	3,322 人	高齢化率	37.51%
世帯数	1,079 世帯	世帯数に占める 65 歳以上単独世帯の割合	14.37%
地域包括支援センター1か所当たりの65歳以上の人口	1,246.0 人	民生委員1人当たりの65歳以上の人口	69.2 人
取組内容			
<p>感染症の感染拡大前は、町内に居住する 65 歳以上の一人暮らしの高齢者等に対する見守り活動として、民生委員の訪問（高齢者に対し月 2 回）と社会福祉協議会職員の訪問（一職員当たり月 10 件）を実施していた。また、町内に居住するおおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者等で、かつ、町民税非課税の者を対象とし、「在宅高齢者福祉サービス事業」の一つである親睦交流サービスとして、食事会等を開催していた。</p> <p>しかし、感染症の感染拡大の影響により、訪問による見守り活動や食事会の開催が困難となったため、令和 2 年 5 月から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、食事会開催の代わりに弁当の宅配サービス（月 1 回無料で実施）を行う「一人暮らし高齢者世帯支援事業」を開始した。弁当は町内の飲食店から手配しており、全て民生委員が直接、担当する行政区内の一人暮らしの高齢者宅に配達している。</p>			
取組の結果			
<p>従前の親睦交流サービスにおいては、町民税非課税の者という要件を設けていたが、一人暮らし高齢者世帯支援事業では当該要件は設けずに、町内の一人暮らしの高齢者全員を対象として、民生委員が直接訪問して意向を把握した。その結果、令和 2 年 4 月 1 日時点で町内に居住する一人暮らしの高齢者 161 人中、117 人（72.7%）が当該サービスを利用することになった。</p> <p>町は、民生委員が一人暮らしの高齢者宅に弁当を配達していることから、配達の機会を通じて、一人暮らしの高齢者の安否確認や相談に対応することができるメリットがあるとしている。</p> <p>また、民生委員が把握した情報については、毎月開催する「磐梯町民生・児童委員協議会（本協議会には、民生委員、社会福祉協議会、磐梯町、地域包括支援センターが参加）」で共有しているほか、弁当は町内の飲食店から手配していることから、結果的に、飲食店の支援にもつながるという副次的効果もあったとしている。</p>			

(3) デジタルツールを活用し、離れていても見守り活動ができる環境整備

事例 人感センサー等を活用した見守り活動（福島県伊達市）【事例集 P56～59-事例 22】

取組名	伊達市見守り事業		
地方公共団体名	福島県伊達市	見守り活動の主体	民間事業者
国庫補助金の活用状況	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（100/100）		
財政力指数	0.40	面積	265.1 km ²
人口	58,240 人	高齢化率	36.07%
世帯数	21,158 世帯	世帯数に占める 65 歳以上単独世帯の割合	11.98%
地域包括支援センター1 か所当たりの 65 歳以上の人口	5,252.0 人	民生委員 1 人当たりの 65 歳以上の人口	120.0 人
取組内容			
<p>伊達市では、感染症の感染拡大の影響により、県をまたぐ移動が全国的に難しくなったことから、市内に居住する一人暮らしの高齢者を、通信装置が内蔵された機器を使い、遠方に暮らす親族がいつでも見守ることができるよう、導入費用（初期費用と事業実施期間中の月額利用料）を市が負担する「伊達市見守り事業」を、令和 2 年 11 月 1 日から 3 年 3 月 31 日までの間実施した。市は、通信装置が内蔵された機器として、電気ポット、LED 電球、人感センサーの 3 製品（表 1 参照）を用意し、利用者（見守り対象者又は見守る親族）は 1 世帯につき 1 製品を利用することができる。本事業終了後の 4 月 1 日以降も機器の使用継続を希望する場合は、利用者が月額利用料を自己負担することにより利用可能としている。</p>			

表1 「伊達市見守り事業」の対象機器一覧

	電気ポット	LED電球	人感センサー
種類			
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ LTE回線使用 ・ 設定した時間に1日2回、ポットの使用状況を登録者(見守る親族等)にメールで自動通知 ・ 登録者はいつでも直近のポットの使用状況を確認可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LTE回線使用 ・ スマートフォンにダウンロードした専用アプリを通じて、24時間^(注)消灯している場合と、3時間^(注)継続点灯している場合に登録者にアラート通知 ・ 登録者はいつでもアプリから電球の点灯履歴を確認可能 <p>(注) 設定時間は変更可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン専用のアプリをダウンロードすれば、回線を選ばずデータにアクセス可能 ・ センサー検知数と室温を1日1回登録者にメールで通知 ・ 日中動きがないなど異常検知時には、別途メールで通知 ・ コールボタンを押すと、登録者に一斉緊急メール送信可能
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額利用料：3,300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額利用料：638円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額利用料：3,190円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用：5,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用：3,280円(ただし、本来の定価は10,780円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用：無料

(注) 1 伊達市の資料及び当省の調査結果により作成した。
 2 初期費用は、販売元ホームページ及びインターネットから引用した。
 3 初期費用及び月額利用料は税込価格である。

取組の結果

当初の申込件数は45件で、市が上限としていた件数には達しなかった。このことについて、市は、

- ① 電気ポットについては、昔と違い電気ポットでお湯を沸かす習慣がなくなってきたのではないかと(少量のお湯であれば、都度、ガスや電気ケトルですぐ沸かせる。)
- ② LED電球については、電球タイプの照明器具がない場合があり、また、電球タイプの照明器具があったとしても、トイレや廊下等、場所が限られており、その場所だけでは得られる情報が少ないため、ニーズに即さなかったのではないかと。
- ③ 本事業には緊急時の対応までは含まれていないので、見守る親族は何らかの異変があれば駆けつけるサービスを望んでいるのではないかと(ただし、緊急時駆けつけサービスを付加す

ると追加で料金が発生し、費用負担の問題が残る。)。
 としている。

また、本事業の広報について、市は、親族で連絡を取り合う機会が増えると思われる「お彼岸」に合わせて市民にチラシを配布したり、SNS を活用したりするなど工夫はしたが、遠方に住む親族（見守る側）へ十分に周知できなかつたとしている。見守り対象の高齢者の中には、見守ってほしいと思っても、自分からはなかなか言えない人もいるため、遠方に暮らす見守る親族への周知が重要であり、今後同様の事業を行う場合は、当市の取組を遠方に住む親族にも知ってもらえるような機会が必要であるとしている。

一方、本事業を実際に利用した件数は 31 件であり、本事業終了後の令和 3 年 4 月以降も月額利用料を自己負担で継続するとした件数は 10 件となっており、詳細は表 2 のとおりである。

表 2 装置別申込状況等

機種別	実際に利用した件数	令和 3 年 4 月以降 継続した件数
電気ポット	5 件	0 件
LED 電球	14 件	3 件
人感センサー	12 件	7 件
計	31 件	10 件

(注) 当省の調査結果により作成した。

利用者に実施したアンケートでは、「無料だったことで利用してみようと思えた」、「一度試してみたかった」との回答がみられた（表 3 参照）。

表 3 事業終了後の利用者の感想・意見

事業終了後の利用者アンケート自由記載欄への主な回答
○ 試用期間無料利用、市からご提案取り継ぎ案内していただけるのは大変ありがたいと思いましたが。詐欺、訪問販売、電話勧誘などから高齢者を守る手段、取組があるとありがたいと思います。(満足度・普通)
○ 事業としてはとても良かったです。期間が短かったです。(満足度・普通)
○ 無料だったことで利用してみようと思えたし、一度利用しているので有料でも利用してみようとも思えた。(満足度・とても満足)
○ 一度試してみたかったのですが、具体的にどうすればいいのかわからなかった。(満足度・とても満足)
○ ひとり住まいの高齢者自宅への案内では親族が気が付かない事もある。このような案内や福祉関連の案内がメール登録する事で遠方親族にもアナウンスが届けばありがたいなあと思います。
○ これから益々需要が増えるサービスと考えるため、登録などのしやすさを改善してほしい。

○ お借りすることができて、助かりました。5月から同居するので、もうひと月お願いすることにしました。ありがとうございました。

(注) 1 当省の調査結果により作成した。

2 感想・意見は、原文のまま掲載した。

なお、本事業については、事業終了以降も市民や介護事業者から複数問合せがあり、関心の高さがうかがわれる。